

## **[事案 23-13] 災害入院給付金請求**

・平成 23 年 9 月 15 日 裁定終了

### **<事案の概要>**

交通事故により入院したが、約款に定める入院に該当しないとして入院日数の一部しか災害入院給付金が支払われないこと等を不服として、申立てがあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成 22 年 8 月に交通事故に遭い、頸椎捻挫、腰椎捻挫、背部痛、胸骨挫傷などにより、事故の翌日から 61 日間入院した。そこで、医療保険(平成 21 年 3 月加入)にもとづき災害入院給付金を請求したが、約款に定める入院に該当しないとの理由により、入院期間の一部しか支払われず、また通院給付金も支払われない。

不支払いの理由とされる入院中の外出は、警察から事故の調書を取ると言われたため、痛みを我慢して外出したものであり、納得出来ないので、入院および通院の期間に相当する給付金を支払ってほしい。

### **<保険会社の主張>**

下記のとおり、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)入院当初のレントゲン検査等では骨挫傷とされ、骨挫傷はあくまでも安静が重要で外来でも可能であり、その他に異常は認められず、入院当初から歩行可能で、入院継続の必要性は認められない。
- (2)入院中の主な治療内容として行われていた注射は、通常外来で行われているものである。
- (3)申立人の自宅は入院先の病院と近い距離にあり、申立人は入院当初から歩行できたことからすると、十分通院可能であった。

### **<裁定の概要>**

裁定審査会では、当事者双方から提出された書類等にもとづいて、申立人の本件入院の必要性について審理した結果、下記のとおり、申立内容は認められないことから、指定(外国)生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条により、裁定書にその理由を明らかにして、裁定手続きを終了した。

#### **1. 入院給付金について**

- (1)本件契約の約款に規定する「入院」に該当するか否かについては、入院先の担当医師の意見のみに基づいて判断されるものではなく、医療上の見地から客観的、合理的に判断されなければならない。
- (2)入院時の状態、症状の経過およびこれに対する処置内容から判断すると、受傷当初において、1、2 週間程度の入院による経過観察は必要であるとしても、入院中に特段の異常も発見されず、また、入院中の治療も通院でも可能な投薬のみであることから、上記経過観察期間を超えて入院の必要性があると認めるに足りる証拠はない。

#### **2. 通院給付金について**

通院給付金については、本件申立後にすでに支払われていることから、争点とはならず

判断するまでもない。